

会 議 録

□全部記録 ■要点記録

会議名	令和4年度 第2回 姫路市景観・広告物審議会
開催日時	令和4年11月21日（月）10時～12時
開催場所	姫路市役所 総合福祉会館5階 第1会議室
出席者又は欠席者	<p>(現地出席委員)</p> <p>安枝会長、田原委員、赤澤委員、岩田委員、土居委員、八木(規)委員、濱田委員、上田委員、鷺尾委員、長谷川委員、鶴田委員、八木(有)委員、塩本委員</p> <p>(オンライン出席委員)</p> <p>藤本委員</p> <p>(事務局)</p> <p>三輪局長、加藤部長、服部課長、尾崎係長、後藤係長、小寺技術主任、川崎技術主任、中川主事</p> <p>(欠席委員)</p> <p>清水委員、橋寺委員、澤田委員、秋本委員、重田委員</p>
傍聴の可否及び傍聴人数	<p>傍聴可</p> <p>傍聴人 なし</p>
議案又は案件及び結論等	<p>(議案第1号) 姫路市屋外広告物条例施行規則の改正について</p> <p>(議事事項第1号) 姫路市屋外広告物条例及び施行規則の改正について</p> <p>(報告第1号) 都市景観重要建築物等の指定解除について</p>
議案の全部内容又は進行記録	<p>(事務局)</p> <p>(過半数の委員の出席による審議会成立及び傍聴人の報告) (資料の確認)</p> <p>以降の進行を安枝会長にお願いしたい。</p> <p>(会長)</p> <p>まず会議録の署名押印について、鷺尾委員、土居委員にお願いしたい。</p> <p>(会長)</p> <p>本日は姫路市長より1件諮問されている。議案第1号『姫路市屋外広告物条例施行規則の改正』について事務局より説明願う。</p> <p>(事務局)</p> <p>(『姫路市屋外広告物条例施行規則の改正』について説明)</p> <p>(会長)</p> <p>ただいまの事務局の説明は、本年の7月に開催しました前回の審議会において事前審議をしており、その際に出された意見をもとに</p>

基準改正案を作成したものである。

ご意見・ご質問があれば、挙手願う。

(委員) 掲出者と協賛者を区別する必要はないのか、必要ない場合にはどうするのか、事務局の考えを教えて欲しい。

(事務局) 前回ご質問頂いて検討した結果、協賛者名とは別に、〇〇自治会のように、設置者名・事業者名を表示することとした。
面積については、設置者は1/5の面積にはカウントしないという扱い。

(委員) 一度当該案で実施してみて、問題がなければ良い。協賛者と掲出主体は同格であるという考え方もあると思うが、協賛だとはっきり分かる形が良いと思う。

(事務局) 前回の審議会のご指摘を受けて、どこの団体が設置しているかを表示することとした。
運用していく中で、事業者が設置しているのか協賛者が設置しているのかが分からないという意見など、改めるべき点があれば、今後考えていきたい。

(委員) 社会的な課題をいろいろな形で還元するような仕組みづくりは必要なので、とても良い取り組みだと思うが、「これは広告か？」という反発を買う可能性があるので、その点の懸念であるということをご理解頂きたい。反発を買わないような技術的な工夫がある。協賛していることは良いことだと思ってもらいたい。そうしてもらえようように運用の宣伝をしてもらいたい。

(委員) 切文字の場合の取り扱いを教えて欲しい。切文字の場合、スポットの面積は小さくても、長大な壁面に切文字を使用すると壁面全体が看板に見える場合がある。

(事務局) 公共目的の表示部分と協賛者名表示部分は、線で囲む・背景色を変えるなどの方法で明確に区分し、協賛者名部分全体が広告物全体の1/5以下に収まっているかどうか判断する。

面積が大きな広告物についても1/5とすると、協賛者名の表示面積も大きくなるが、この点について公共広告物は、地方公共団体や、その他公共的団体が公共的目的のために掲出する広告物であるため周囲の環境に調和しないような大きな広告物が掲出されることを想定していない。

周囲の環境に調和しないような大きな広告物が掲出される場合に

は、しっかりと指導をしていく。協賛者に関する情報として、店名、ロゴ、商標を想定している。

(委員) 切文字も含めて、囲って面積を算定するという理解でよいか。

(事務局) ご理解の通りである。文字のアウトラインで面積を測るような方法は想定しておらず、協賛者名表示部分は、線で囲む・背景色を変えるなどの方法で区分し、当該面積を全体の1/5にするということである。

(委員) 当該広告物の設置場所について、例えばスーパー〇〇店の近隣に設置する場合に限られず、設置場所に制限はないと考えてよいか。

(事務局) 公共的団体が設置するものであれば、場所に制限はない。

(委員) 例えばスーパーが自分の店舗の前に広告物を掲出する場合、自治会という言葉はどういう意味をもつのが分からない。

(事務局) 公共広告物の定義は「公共目的をもって表示するもの」。公共的目的が否かの判断は「公共の利益に供するもの」で「特定の者の利益に供するもの」は該当しない。従ってスーパーが設置者の場合には公共広告物に該当しない。

(委員) 具体的な事例を挙げなければ、理解しにくい。

(事務局) 自治会が掲出する例としては、交通安全、防犯、防災、人権、火の用心のような公共の福祉に資するものを想定している。姫路市等と考えると、世界遺産姫路城マラソン等のイベントの広告物を想定している。

(委員) このような広告物を実施する必要があるのか疑問がある。

(委員) 許可が不要になるという理解でよいか。公共目的部分の文字を小さくした場合には、公共目的の表示部分と、協賛者の1/5部分と、どちらの方が目立つかという議論が生じる可能性があるが、その場合も許可不要ということになるのか。

(事務局) 公共広告物は5㎡までは許可不要、超えると届出が必要。従って5㎡を超えるものについては、届出が提出されるので、指導させて頂く。交通安全等の公共広告物を掲出する団体としては、自治会等が考えられるので、自治会の会議の場等で周知をはかっていきたいと考え

	ている。
(委員)	「明らかにこれはダメ」ということは明記している方がよいと思う。
(事務局)	想定している事例については、具体的な事例集のようなものを提示して、分かりやすいようにしていく。 どちらが主か分からないという懸念については、運用しながら対応を考えさせて頂く。
(委員)	姫路市主催の「世界遺産姫路城マラソン」等のイベントは公共広告物であるという話があったが、自治会主催のイベントについても同じように考えてよいのか。 具体的には、自治会協力のもとイベントが開催されるが、姫路市所有の土地でもイベントの看板を掲出してもよいのか。
(事務局)	自治会等が地域の活性化等を目的として実施するイベントであれば、公共的目的に合致すると考えられる。 なお、イベント等での短期間の掲出期間であれば、屋外広告物として取り扱わない。
(委員)	今回の公共広告物はスライド3ページの「許可が必要」と同じ扱いということか。景観の観点からはこのような広告物の必要性は感じていない。イベントでの使用と常設での使用とを分けて考えるべき。許可は必要という扱いにして欲しい。
(事務局)	スライド3ページについては、これまでの取り扱いを記載している。これまでは公共的団体が協賛者を表示した広告物を掲出する場合には、禁止地域以外は「許可が必要」で禁止地域では「許可できない」というもの。今回の条例施行規則の改正は、公共的団体が協賛者名を表示する場合であっても、禁止地域・禁止地域以外共に許可不要とするものである。
(委員)	ある程度のしぼりやガイドラインの作成が必要と考える。デザイン的な細かいことは基準には入れにくいので、ガイドラインの作成や何らかの形で許可制にすることが必要。
(事務局)	運用していく中で、様々な課題が出てくると思われるので、検証していく。屋外広告物の手引に反映していく。
(事務局)	5㎡超で届出が必要という話について、1枚あたり5㎡ではなく、

合計の面積で5㎡超の場合に届出が必要ということである。従って、一定規模以上のイベントでは、ほとんどが届出の対象になると思われるため、指導していく。

- (委員) 運用しなから実態を把握していく必要がある。
- (会長) 他に質問や意見はあるか。
- (質問、意見なし)
- (会長) 無いようなので、この件については承認したい。
- (会長) 続きまして議事事項第1号の『姫路市屋外広告物条例及び施行規則の改正について』、事務局より説明願う。
- (事務局) (説明：「姫路市屋外広告物条例及び施行規則の改正について」)
- (会長) ただいまの条例及び施行規則の改正案について、ご意見・ご質問がありましたら、挙手願う。
- (委員) 点検の資格について、県市の講習に資格要件はあるのか。看板の仕事をしていないような人でも誰でも受けられて、講習修了者になることができるのか。
- (事務局) 県市の講習に資格要件はないため、誰でも受講することが可能。ただし当該講習会修了者は、屋外広告業の登録において選任する「業務主任者」に必要な資格のうちの1つとなっていることから、屋外広告物についての知識を有しているものと考えている。
- (委員) 有資格者による点検の知識を有しているという判断でよいのか。
- (事務局) 講習会では施工・デザインについての講習を受講し、講習後の試験で優良な成績をおさめた者に修了証を渡すため、屋外広告物についての一定の知識を有しているものと判断した。
- (委員) 例えば昨日講習を修了したものでも、点検資格者とできるのか。だとすれば、点検資格者として不十分ではないか。
- (事務局) 当該講習会修了者は、屋外広告業の登録において選任する「業務主任者」に必要な資格のうちの1つとなっているため、今後も屋外広告

業の業務に携わるということであることから、屋外広告物についての一定の知識を有しているものと判断した。

(委員) 講習修了者が屋外広告業として仕事をするということであればよいが、そうではない方も取得することができるという点が問題である。
今回の改正は広告物の安全を担保するものであるので、その観点からいうと、電気工事士よりも講習修了者の方が不十分ではないか。

(事務局) 建築士、電気工事士、電気主任技術者は屋外広告物全般に関する知識を有しているとの判断が難しいため、対象から外している。
建築士、電気工事士、電気主任技術者は、年に2回開催されている県市の屋外広告物講習を受講して頂ければ、点検者になれるということで、姫路市の素案では県市の屋外広告物講習修了者も含めている。

(会長) 兵庫県や明石市では県市の屋外広告物講習修了者も点検資格者の対象になっている。委員から頂いた指摘が、実際に発生しうるかどうかを照会するなどして、次回審議するというのはどうか。

(事務局) ご意見を参考に、また他都市の状況を確認し、次回に提案させて頂きたい。

(委員) ①点検技能講習修了者と県市の講習修了者の違い、②県市の講習修了者が大阪府はないが、これは大阪府に県市の屋外広告物講習という制度がないからなのか、③神戸市も県市の屋外広告物講習修了者が入っていないが、それはなぜか、④明石市は点検技能講習修了者が入っていないが、それはどういう事情なのかを教えて欲しい。

(事務局) 点検技能講習終了者は日本屋外広告業団体連合会と日本サイン協会が実施する、屋外広告物の点検に関する専門的な試験に合格した者である。受験には、屋外広告士・ネオン工事資格者・職業訓練指導員等・建築士・電気工事士・電気主任技術者のいずれかの資格と実務経験が必要である。
点検資格者の範囲については、自治体ごとに取り扱いが違っており、素案作成の際に悩んだ。当初は建築士、電気工事士、電気主任技術者も含めることを考えていたが、県市の屋外広告物講習修了者であればよいのではないかと考えた。
点検資格者の範囲については次回までに精査したい。

(委員) 各資格について、andかor かでいうとorという理解で間違いはないか。

ネオン工事資格者は屋外広告物全般の知識を有していると考えてよいのか。

(事務局) or という理解で間違いはない。ネオン工事資格者は、広告物を専門に取り扱う事業者が取得するもので、専門的な知識を有していると判断したため、対象としている。

(委員) 前の4つのみ（屋外広告士、職業訓練指導員等、県市の屋外広告物講習修了者、点検技能講習修了者）であれば完璧だと思う。建築士、電気工事士、電気主任技術者を外しているにも関わらず、ネオン工事資格者を含める必要があるのか。他都市に習ってネオン工事資格者を含めるという発想は不要ではないか。

(事務局) その点も踏まえて今後の検討とさせていただきます。

(会長) 各講習が対象としている方が、有資格者なのか誰でもいいのか、工事資格者も一般的にはどういった方が取得されるのか、という内容の資料を用意して頂くと議論しやすい。次回は審議であるため、そのような資料の追加をお願いしたい。特に意見がなければ、次回の審議会で審議するものとしたい。

(会長) 他にご意見、ご質問はあるか

(意見・質問なし)

(会長) それでは、事務局は本日の意見をふまえて引き続き改正案を精査し、次回の審議会で審議することとする。

(会長) 続いて報告事項に移りたい。『都市景観重要建築物等の指定解除』について事務局より報告願う。

(事務局) (『都市景観重要建築物等の指定解除について』説明)

(会長) 報告案件であり、この場で議論は行わないが、意見・質問があれば挙手願う。

(委員) 指定解除の理由が、建築物等を取りまく環境変化であり、指定解除案件が発生することは避けられないのが現実だ。だが指定解除は可能なかぎり抑止するのが望ましい姿であり、責務だ。「仕方がない。」で終わらせず、将来的な枠組みづくりにむけて、どういう教訓が汲み取れるのか。

この制度自体に問題があるわけではないが、所有者の厚意だけでは頼れない。少し公的なサポートをすれば維持できるケースもある。どういう選択肢があればいいのか、この機会に検討してみてもどうか。どれくらいの財政負担があるのかを把握し、それならこういう方法がありますよとアドバイスできるとよい。

(委員) 先日、姫路市建築指導課と建築業界団体とで、住宅の耐震診断の相談会を実施した。耐震の相談会だったが、相談者が持参した資料を見ると、道路に接していない物件がある。接道がないと建築確認を受けて建て替えや増築ができない。持ち主が理解していないこともある。事務局は専門的な相談に乗ってもらって、サポートしていただけるとよい。

(委員) とても残念だ。この物件にどのようにサポートされたかが気になる。地域のヘリテージマネージャーにつなぐなど、仕組みがどうなっているか知りたい。次回で結構なので教えていただければと思う。

(事務局) サポートについては景観重要建造物等の保存助成の制度があり、助成率2分の1で、上限額は建物の外観修繕は300万円、門扉などの修繕は200万円を助成している。こういった制度を利用していただき、維持費等の助けになればと考えている。

ただし景観重要建造物等の助成対象は外観のみで、それだけでは建物自体の活用が図られないという課題があった。そこで昨年度に古民家再生促進支援事業を立ち上げた。こちらは外観のみでなく、内部の改修にも使える、建物の活用に主眼をおいた制度となっている。助成率は県・市それぞれ3分の1で、上限額は県・市合わせて500万円である。こういった制度を利用していただき、維持費等の助けになればと考えている。

古民家は全国的に関心を持たれており、特に若い方がお店を開くような事例が市内にも見られ、新聞にも取り上げられている。そういった形につながるよう、できるだけ行政が間に入って、残していただけるように検討していきたい。

(会長) この建物は、所有者が売却の意志を固めてから、解体することを決意するまで、どのくらいの期間があったのか。

(事務局) 当初相談があったのは約3年前。その時は、ご自分で活用できないのであれば、活用してもらえの方に売却する等、残す形で考えていただけないかとお願いした。3年程度探していただいていたが、最終的には建物を残しての売却が難しいということで、今回の申請に至った。

(委員) 何のためにこういった物件を指定するのか、ということを考えると、みんなが苦しい時間を過ごしてきてしまったんじゃないかと思う。所有者が最初から手放すつもりだったのなら、早く解除してあげる方が良かったのではないか。

このような建物は、見て楽しむのか、活用するのであれば、住むのか、レストランなど商売をして観光客を呼ぶのか、選択肢のパターンを地域ごとに精査する必要がある。景観ツーリズム、エリアを歩いて建物を順番に見て楽しむ滞在型観光を目指すのであれば、市全域にエリアを広げると、行政も維持管理の費用が難しいし、所有者にとっても難しいと思うので、エリアを絞ってやるべきだ。

具体的には、姫路城のバッファゾーンである船場川沿いは、歴史的な街並みが少し残っている。ただし住居専用地域で、今は住んでいる方が中心なので、そこを大事にしつつ、観光客にも歩いて楽しんでもらいたいと思ったときに、商売・宿泊ができるようにするためには、今の規制では、古民家を修復して事業化するには収支が合わない。

また1軒だけでは事業化するのは苦しいので、丹波篠山のようにエリアで何軒かあれば、観光資源としてやっていけるという事業展開もある。町家・古民家の活用を盛り込んだランドデザイン・総合計画が必要だ。

(委員) ずっと放置ではなく、何とかしないと残っていかない。例えばヘリテージマネージャー等の詳しい人を派遣するとか、「その後どうですか?」といった継続的なアプローチが必要だったと思う。ひめじ古民家・町家情報バンクがまったく機能していないが、その理由も調査してほしい。サポートの強化をぜひお願いしたい。

(委員) 指定された建物の重みを、失われた後も大切にしていこう、ということも、この制度を大切にすることのひとつかと思う。指定解除は避けられないが、指定されていたことの重みが残っていない。例えば所有者の意向を尊重したうえでホームページに写真を残すなど、かつてこういう建物が姫路のまちに存在した記録を残すとよい。

この仕組み、都市景観重要建築物等を大切にすること、改めて考えてみてもよい。事務局だけでなく審議会のなかでも議論していけるとよい。

(会長) 報告事項ではあるが、所有者に対し物件の価値をどう伝えるか、ヘリテージマネージャーや行政の窓口をどのように紹介するか、この制度の意味そのものなど、貴重なご意見をいただいた。

こういった問題について、本審議会の間などを使いながら引き続

き検討を進めて行きたい。

本日の審議はこれをもって終了する。事務局に進行をお返ししたい。委員の皆様、ありがとうございました。

(事務局)

(閉会挨拶)